

○河内長野市行政改革推進委員会設置要綱

平成 10 年 2 月 2 日

要綱第 4 号

(設置目的)

第 1 条 河内長野市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)は、高齢社会の到来、情報化、国際化の進展等の社会経済情勢の変化に対応し、市民ニーズにあった自主性・自立性の高いまちづくりを推進するため、行財政運営の必要な事項について意見を述べるものとする。

(委員)

第 2 条 委員会は、10 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市民並びに市政運営について優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 9 月 30 日要綱第 32 号抄)

1 この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日要綱第 18 号)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 9 月 30 日要綱第 57 号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。